

平成 31 年 3 月 7 日

関係者のみなさまへ

三 原 市 長  
( 契 約 課 )

### 三原市工事成績評定要綱等の改正について（お知らせ）

平素から三原市政に対しご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、三原市では、平成 17 年度にこの要綱を制定し工事成績評定（以下、評定）を行っています。

この要綱は制定後大幅な改正はなく、運用において評価段階の差異が大きく特定の段階の評価に偏る傾向があることから、品確法の指針に沿って国、県等と整合を図り、評定表等の改正を行いました。

また、評定対象工事の請負代金額を上げるとともに緊急性を要する災害に伴う工事を対象外とし、完成後の工事目的物について速やかに供用を図ることとしました。

改正要綱等は、三原市ホームページの契約課のページで公表していますのでご確認ください。

### 記

#### 主な改正事項

#### 1 評定表（別紙 1）

##### (1) 評価段階

現在、3～5 段階で実施している評価段階を、次のように細分化し、きめ細やかな評価を行えるように変更します。

一般監督員の「施工体制一般」と「施工管理」を、4 段階評価→5 段階評価へ

主任監督員・総括監督員の「地域への貢献」を、3 段階評価→5 段階評価へ

検査員の「出来形」及び「品質」を、5 段階評価→7 段階評価へ

##### (2) 評定比率

現在、監督員が 0.5、検査員が 0.5 である評定比率を、監督員を 0.6、検査員を 0.4 に変更

##### (3) 評点配分

偏りを修正

##### (4) 工事特性

「高度技術」から「工事特性」に名称を変更し、特異な技術といった観点から、施工困難等について工事特性への対応を評価する観点に評価対象項目の記述を見直します。

#### 2 考査項目別運用表及び施工プロセスチェックシートの一部

内容の整理と充実により、きめ細やかな評価に対応

#### 3 工事成績評定対象工事

対象工事を、請負代金額 250 万以上から広島県及び県内他市の多くが適用している 500 万円以上に改め、緊急性を要する災害に伴う応急工事を対象外とすることにより、近年増加している自然災害に伴う工事を含め速やかな供用を行います。

施行

平成 31 年 4 月 1 日

以上

お問い合わせ先  
契約課工事検査係  
電話 67-6076

工事名 :

検査第

号

考 査 項 目		① 一般監督員					② 主任監督員・総括監督員					③ 検査員 ( 中 間 )					④ 検査員 ( 完 成 )										
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																					
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																					
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0														
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0														
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	③出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	①施工条件への対応 ※2, 4						+(20)			~	0																
5. 創意工夫	①創意工夫 ※3, 4	+(7)		0																							
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※4						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ - 点					+ - 点					+ - 点					+ - 点										
合 計 点 (65点±加減点合計)		点					点					点					点										
評 定 比 率		( 0. 4 )					( 0. 2 )					( 0. 2 ) / ( 0. 0 )					( 0. 2 ) / ( 0. 4 )										
評 定 点 ※1		点					点					点					点										
7. 評定点計 ※		点					※ 中間検査が有った場合 : ①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2=評定点計 中間検査が無かった場合 : ①×0.4+②×0.2+④×0.4 = 評定点計																				
8. 法令遵守等 ※4							-																				
9. 評定点合計 (7. 評定点計 - 8. 法令遵守等)		点																									
所見 ※5		(監督員)					(課長・係長)					(検査員・中間)					(検査員・完成)										

※1 各評定点 (①~④) は少数点第1位まで記入。  
 ※2 4. 工事特性は、当該工事の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
 ※3 5. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。  
 ※4 4. 工事特性、5. 創意工夫、6. 社会性等は加減点評価のみとする。また、8. 法令遵守等は減点評価のみとする。  
 ※5 所見は特記事項のある場合に記載する。  
 ※6 各考査項目ごとの採点は、一般監督員及び主任監督員・総括監督員は様式2、検査員は様式3によるものとする。

様式第1号 (第5条, 第6条関係) 工 事 成 績 評 定 表 ( 完 成 ) (旧)

工事名

検査第

号

考 査 項 目		① 監 督 員					② 担当課長・係長					③ 検 査 員 ( 中 間 )					④ 検 査 員 ( 完 成 )									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e					
1. 施工体制	①施工体制一般		+3	0	-5	-10																				
	②配置技術者	+6	+3	0	-5	-10																				
2. 施工状況	①施工管理		+3	0	-5	-10						+5	+2.5	0	-5	-10	+5	+2.5	0	-7.5	-15					
	②工程管理	+3	+1.5	0	-5	-10	+8	+4	0	-7.5	-15	+3	+1.5	0	-5	-10										
	③安全対策	+5	+2.5	0	-5	-10	+12	+6	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-5	-10										
	④対外関係	+4	+2	0	-2.5	-5	+4	+2	0	-7.5	-15															
3. 出来形 及び 出来ばえ	①出来形	+3	+1.5	0	-2.5	-5						+10	+5	0	-7.5	-15	+10	+5	0	-10	-20					
	②品 質	+3	+1.5	0	-2.5	-5						+12	+6	0	-10	-20	+12	+6	0	-12.5	-25					
	③出来ばえ																+8	+4	0	-5						
4. 高度技術	①高度技術力						+(6)		0																	
5. 創意工夫	①創意工夫	+(5)		0																						
6. 社会性等	①地域への貢献等						+5	+2.5	0																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ - 点					+ - 点					+ - 点					+ - 点									
合 計 点 (65点±加減点合計)		点					点					点					点									
評 定 比 率		( 0. 3 )					( 0. 2 )					( 0. 2 )					( 0. 3 )									
評 定 点		点					点					点					点									
7. 評定点計 ※1		点					※1 中間検査が有った場合 : ①×0.3+②×0.2+③×0.2+④×0.3=評定点計 中間検査が無かった場合 : ①×0.3+②×0.2+④×0.5 = 評定点計																			
8. 法令遵守等							- 点																			
9. 評定点合計 (7-8)		点					(注) 評定点は, 少数点第2位を四捨五入し, 少数点第1位止めとする。 る。																			